

用語集

	用語	説明
あ	うみの会議	赤穂海浜公園において、公園の活性化や新たな利用方法を話し合う場として、「管理運営協議会」と共に設置されている。参加は自由となっており、自由な意見交換が行われ、赤穂海浜公園を活用した新たな活動が生まれている。
	Well-being (ウェルビーイング)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
か	管理運営協議会	県立都市公園の管理運営、県民ニーズの把握と検証及び維持管理の効率化を推進するため、計画策定、施工及び管理運営のあらゆる段階において、住民や学識経験者等と意見を交換し、時には提案・助言する場として、公園ごとに設置している。
	気候変動	長期的な気候の変化のこと。現代以前に比べ、現在起きている気温上昇ははるかに急激であり、気温の上昇に伴い、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、干ばつ・熱波の増加、海面水位の上昇等が起こり、地球規模で自然生態系や人間社会への深刻な影響が危惧されている。
	共創	<p>これからの県立都市公園の整備・管理運営等において促進するもの。これまで県立都市公園で取り組んできた「参画と協働」を経て、新たな価値を生み出す方法として、「共創」を位置付けている。「県立都市公園のあり方検討会」により提言された。</p> <p>管理運営協議会の全公園設置や県民参画を促進するコーディネーター機能の配置・拡充等の仕組みをつくることで、行政・県民・企業・地元団体等が協力しながら、公園の計画・整備・運営・活用を共に考え、実行していくこと。</p>

	用語	説明
か	クラウド ファンディング	「群衆 (crowd)」と「資金調達 (funding)」を組み合わせた造語。ある目的のために資金が必要な者が、インターネットを通じて不特定多数の人から資金調達を行うこと。
	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進める取組のこと。
	県立都市公園の あり方検討会提言	「県立都市公園のあり方検討会」において、「県立都市公園における自然環境保全のあり方」と「県立都市公園の活性化のあり方」の2つのテーマについて、明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園の3つの部会での議論を行いながら進めてきた検討の最終報告をとりまとめたもの。 「共創の促進に向けた仕組みづくり」や「検討結果の公園計画等への反映」、「画一的でない公園ごとの差異を許容する整備・運営」、「検討プロセスを含む検討会成果の発信」について提言されている。
	公園 DX (デジタルトランス フォーメーション)	デジタル技術やデータを活用し、公園管理者が業務効率化を図り、利用者サービスの向上等を図ることで、公園のポテンシャルを一層発揮させる取組のこと。
	コーディネーター	県立都市公園への県民参画を促進する機能。県民参画の受け皿となる場づくりや場の運営、各種活動の支援等、県民参画に係る様々な領域を担当する。各県立都市公園でのコーディネーター人材の配置を進めている。
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として活用が進められている。

	用語	説明
さ	自然共生サイト	企業の森や里地里山、都市の緑地等、「民間の取組等によって生物多様性の保全に貢献するような管理がなされている区域」として国に認定された場所のこと。
	指定管理者	<p>指定管理者とは、地方公共団体に代わって公共施設の管理運営業務全般にわたって行う者をいう。</p> <p>住民サービスの向上や、行政コストの縮減を図るため導入され、民間の持っている専門性やノウハウ、ネットワーク等を使って、施設の目的に合った質の高いサービスが提供されることが期待されている。</p>
	社会的包摂	<p>社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を「社会的排除」と規定し、これに対応して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として用いられるようになった。</p> <p>本計画内では、年齢・性別・国政・障がいの有無を問わず、誰もがお互いを尊重しながら、自分らしい過ごし方を可能とする状況を指す。</p>
	生物多様性	<p>森林、里地里山、草原、湿地、ため池、河川、海、干潟等、多様な自然環境の中で、それぞれの生き物が他の生き物との間に関わりを持っている状態をいう。生態系、遺伝子、種の3つのレベルで捉えられる。</p> <p>国際的には生物多様性条約に基づく取組が進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取組がされている。本県でも生物多様性ひょうご戦略(令和7年3月改定)による取組が進められている。</p>
	生物多様性ひょうご戦略	平成20年6月に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく、兵庫県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

	用語	説明
た	第6次兵庫県環境基本計画	社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本県がめざすべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために策定した計画。生物多様性ひょうご戦略の上位計画に位置付けられている。
	デジタルトランスフォーメーション(DX)	D(デジタル)とX(トランスフォーメーション:変革)を組み合わせた言葉。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	都市公園	都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保全及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
な	ネーミングライツ	施設の愛称を付与する権利のこと。本県のネーミングライツ付与事業では、この権利を県立施設の愛称を付与するのにふさわしい者に与え、対価を得ている。
は	Park-PFI	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。
	パークマネジメント	多くの県民に満足して利用してもらえよう、「人、資源、資金」を有効に配分し、公園づくりを維持・発展させていくための総合的な視点に基づく発想や取組のこと。

	用語	説明
は	P D C A サイクル	<p>PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(処置)の4つの段階で構成された業務やプロジェクトの改善を継続的に行うための管理手法。</p> <p>組織における業務や管理活動を行う際、最初に計画を立て、その計画に沿って実施し、実施結果を評価する。評価した後に、計画と実施した間に差異が認められたならば、目標や進め方を改善する等の処置を取り、次の活動に備える事が基本的な進め方である。</p>
	兵庫県地域創生戦略	<p>地域創生の基本理念やその実現に向けた戦略策定等の県の責務等を定めた「兵庫県地域創生条例」(平成 27 年兵庫県条例第 4 号)に基づき、「ひょうごビジョン 2050」を実現するため、最も総合的な実行プログラムとして策定された戦略。</p> <p>「五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域へ」の基本理念のもと、人口が減少しても地域活力を維持し、県民が将来への希望を持てる地域の実現を目指す。</p>
	ひょうごビジョン 2050	<p>社会情勢の変化や様々な課題に対応するため策定された県政の基本指針となるもの。次の世代が生きる 30 年後を見据えて、2050 年頃の目指す姿を「誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」としている。</p>
	プレーパーク	<p>冒険遊び場とも呼称され、すべてのこどもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、こどもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、こどもと地域と共につくり続けていく、屋外の遊び場のこと。</p>

	用語	説明
ま	まちづくり基本方針	<p>まちづくり基本条例第 10 条に基づく、まちづくり施策を総合的に講ずるための基本的な方針。「ひょうごビジョン 2050」のまちづくり分野におけるビジョンでもある。</p> <p>「すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご」を基本コンセプトとし、誰も取り残されることなく安心して、育ち、学び、働き、遊び、自分らしい暮らし方が選択できる人間中心のまちづくりを地域主導で進める。</p>
	まちづくりGX (グリーントランスフォーメーション)	<p>気候変動への対応と生物多様性の確保、そして人々のウェルビーイングの向上に向けて、都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進めるもの。</p>
	緑の広域計画	<p>一の市町村の範囲を超えた広域的観点から配置されるべき緑地等の確保目標水準、配置計画等を明らかにしたもの。令和 6 年 5 月の都市緑地法改正により、新たに広域計画制度が創設され、都道府県が策定する広域緑地計画が法定化された。</p>
	民間活力の導入	<p>県立都市公園等の行政施設において、さらなる魅力の向上を図るため、収益施設の整備や公園の維持管理について、民間の優れたノウハウや投資を活用すること。</p>
	みんなの未来 ミーティング	<p>明石公園において、公園のこれからについて協議する場として、「管理運営協議会」と共に設置されている。参加は自由となっており、自由な意見交換が行われている。</p>
	森の会議	<p>尼崎の森中央緑地において、県民が企画やアイデアを持ち寄り実現に向けて議する場として、「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」と共に設置されている。参加は自由となっており、自由な意見交換や主体的な活動が行われ、尼崎の森中央緑地を活用した新たな活動が生まれている。</p>

	用語	説明
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
ら	リノベーション計画	県立都市公園が人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に対応し、ストック効果を発揮できるよう、リノベーションの具体的方策を計画的に推進するためのアクションプラン。
わ	ワークショップ	様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。